

令和6年版

必要な手続き案内

# おくやみ ハンドブック

越谷市



## ご遺族さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

越谷市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外での主な手続きをまとめた『おくやみハンドブック』を作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、おくやみコーナー又は各担当課窓口にお問合せください。

このハンドブックが、少しでもお役に立てることを願っております。

越谷市

## もくじ

- 1. ご遺族さまへ ..... P.1
- 2. おくやみコーナーとは / 死亡後の期限がある手続き ..... P.2
- 3. 来庁時にお持ちいただくもの ..... P.3
- 4. 会社員(公務員)・個人事業主が亡くなられたとき ..... P.4
- 5. 越谷市役所での手続きチェックリスト ..... P.5
- 6. 市役所での手続き【担当課別詳細】 ..... P.7
- 7. 各種相談【相続等・法律・税務・登記など】 ..... P.33
- 8. 合同庁舎全体図 ..... P.34
- 9. フロアマップ ..... P.35
- 10. 越谷市役所以外での主な手続き一覧 ..... P.39
- 11. 法定相続情報証明制度について ..... P.41
- 12. 空き家を相続される方へ ..... P.42
- 13. ご遺族メモ
  - ・家系図(3親等内の親族) ..... P.43
  - ・故人の財産について ..... P.44

## おくやみコーナーとは

身近な方が亡くなられた後、何の手続きをしなければいけないのか、分からないことが多いと思います。越谷市では、遺族の方が少しでも負担なく手続きを行っていただけるよう必要となる各種手続きを確認し、担当窓口をご案内する「おくやみコーナー」を開設しています。

### ◇おくやみコーナー

#### 開設日時

月曜日から金曜日まで(祝日、休日、年末年始を除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、当日中に手続きを終わらせたい方は、午後3時までにはお越しください。)

#### 場所

越谷市役所エントランス棟1階なんでも相談窓口 ☎ 048-963-9150  
※市役所でのお手続きが必要な方は、ぜひご利用ください。

おくやみに関する  
市HPはこちら ⇒



## 死亡後の期限がある手続き

### 死亡日

7日以内

死亡届の提出(市民課)

死亡届の受理後、火葬許可証をお渡しします。  
除籍が記載された戸籍の取得には日数がかかる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

14日以内

世帯主の変更【P7】(市民課)  
児童扶養手当の手続き【P29】(子ども福祉課)

15日以内

児童手当の手続き【P28】(子ども福祉課)

3ヵ月以内

相続(限定承認・相続放棄)の手続き【P40】  
(亡くなられた方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所)

4ヵ月以内

準確定申告の手続き(亡くなられた方の住所地を管轄する税務署)

10ヵ月以内

相続税の手続き(亡くなられた方の住所地を管轄する税務署)

1年以内

遺留分侵害額請求(相手方の住所地を管轄する家庭裁判所)

2年以内

国民年金の死亡一時金請求【P11】、葬祭費・高額療養費等の支給申請【P12～P14】(国保年金課)、高額介護サービス費等の手続き【P16】(介護保険課)

3年以内

相続登記(不動産の所在地を管轄する法務局)

5年以内

未支給年金請求・寡婦年金請求・遺族基礎年金請求(年金事務所)

## 来庁時にお持ちいただくもの

死亡届提出後に必要となる手続きは、一人ひとり異なります。

ここでは、市役所で行う手続きの際に、ご遺族(来庁者)にお持ちいただく代表的な持ち物をご案内します。亡くなられた方の必要なものは、該当するものがあればお持ちください。なお、それぞれの手続きごとにご持参いただくものは、P7～P32の市役所での手続きをご参照ください。

## ◆ご遺族(来庁者)の必要なもの

該当	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/>	認印(喪主、来庁者)
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 ①公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類であれば、1点 □運転免許証 □マイナンバーカード □パスポート □障害者手帳 などいずれか1点 ②上記①がない場合は、公的機関が発行した本人確認書類であれば、2点必要 □健康保険被保険者証 □年金手帳 □介護保険被保険者証 □基礎年金番号通知書 などいずれか2点
<input type="checkbox"/>	会葬礼状または葬儀費用の領収書(原本をお持ちください。) (ただし、亡くなられた方が後期高齢者医療又は国民健康保険に加入していた場合のみ) ※会葬礼状や領収書は、亡くなられた方、喪主のそれぞれのフルネームが記載されているもの。
<input type="checkbox"/>	喪主の振込先口座の情報がわかるもの(通帳等) ※喪主以外の口座への振込みを希望するときは、委任状が必要です。
<input type="checkbox"/>	おくやみハンドブック(越谷市に死亡届を提出された際にお渡ししています。)

## ◆亡くなられた方の必要なもの(見当たらないときは、ご来庁の際、各窓口でお知らせください。)

該当	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険または国民健康保険に加入していた場合 □後期高齢者医療被保険者証 □国民健康保険被保険者証 □資格確認書
<input type="checkbox"/>	各種証書類 □印鑑登録証(こしがや市民カード) □介護保険被保険者証 □療育手帳 □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □自立支援医療費受給証 □重度心身障害者医療費受給者証 □福祉タクシー利用券 など
<input type="checkbox"/>	死亡診断書の写し
<input type="checkbox"/>	国民年金だけを受給している方(ただし、市役所では限られた手続きしかできないため、年金事務所での手続きが必要になることがあります。) □基礎年金番号通知書 □年金証書 □ねんきん定期便 など ※厚生年金・共済年金・国民年金など <b>全ての公的年金の手続きは、越谷年金事務所</b> でできます。死亡の連絡を入れて手続きを進めてください。 越谷年金事務所 048-960-1190 又は 0570-05-1165 へ

# 会社員(公務員)・個人事業主が亡くなったとき

故人が会社員(公務員)・個人事業主のときの一般的な手続きについて記載します。

## ◆亡くなられた方が会社員(公務員)だった場合

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等(身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
健康保険や年金の加入手続き		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は国民健康保険等の他の医療保険制度に加入する必要があります。 また、60歳未満の配偶者は、国民年金や厚生年金等に加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	勤務先が加入している協会けんぽ、保険組合や共済組合等で、埋葬料の請求が可能です。
厚生(共済)年金の手続き	速やかに	越谷年金事務所での手続きになります。詳細は電話でご確認ください。 又は ・越谷年金事務所 048-960-1190 ・年金ダイヤル 0570-05-1165

## ◆亡くなられた方が個人事業主だった場合

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	管轄の税務署での手続きになります。詳細は、税務署にお問合せください。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヵ月以内	(参考) 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47 048-965-8111
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	
所得税の青色申告の取りやめ届出書		

## 越谷市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

区分	該当事項	担当課	該当	詳細ページ
住民登録	世帯主である	市民課	<input type="checkbox"/>	P.7
	印鑑登録をしている		<input type="checkbox"/>	
	マイナンバーカード(個人番号通知カード)を持っている		<input type="checkbox"/>	P.8
年金	厚生(共済)年金等に参加している方は、越谷年金事務所(☎048-960-1190)へ死亡の連絡			
	国民年金に参加している (国民年金のみ加入者)	国保年金課	<input type="checkbox"/>	P.9
健康保険	国民健康保険に参加している			<input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療保険に参加している	<input type="checkbox"/>		P.13
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険課	<input type="checkbox"/>	P.15
	高額介護サービス費等を受給している		<input type="checkbox"/>	P.16
在宅福祉	在宅介護者福祉手当受給者	地域共生推進課	<input type="checkbox"/>	P.17
	高齢者等訪問理美容サービスの利用者	地域包括ケア課	<input type="checkbox"/>	
		障害福祉課	<input type="checkbox"/>	
		子ども福祉課	<input type="checkbox"/>	
	緊急通報システムの利用者	地域包括ケア課	<input type="checkbox"/>	P.18
認知症徘徊高齢者家族支援サービスの利用者	<input type="checkbox"/>			
税金	市民税・県民税・森林環境税を納めている	市民税課	<input type="checkbox"/>	P.19
	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有している		<input type="checkbox"/>	
	固定資産を所有している	資産税課	<input type="checkbox"/>	P.21
	共有名義の固定資産を所有していて、共有資産の代表をしている		<input type="checkbox"/>	
	未登記家屋を所有している		<input type="checkbox"/>	
市税を故人の口座から引落ししている	収納課	<input type="checkbox"/>	P.22	
障がい	次のいずれかの手帳を所持している ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課	<input type="checkbox"/>	P.23
	次のいずれかの手当を受給している ・重度心身障害者手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当		<input type="checkbox"/>	P.24
	自立支援医療費受給者である		<input type="checkbox"/>	P.25
	重度心身障害者医療費受給資格登録者		<input type="checkbox"/>	
	埼玉県心身障害者扶養共済に参加している		<input type="checkbox"/>	P.26
	自動車燃料券・福祉タクシー券の受給者		<input type="checkbox"/>	P.27

区分	該当事項	担当課	該当	詳細ページ
子ども	児童手当の支給対象児童である	子ども福祉課	<input type="checkbox"/>	P.28
	児童手当の受給者である		<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当の支給対象児童である		<input type="checkbox"/>	P.29
	児童扶養手当の受給者である		<input type="checkbox"/>	
	18歳未満の児童を養育している		<input type="checkbox"/>	P.30
	ひとり親家庭等医療費を受給している		<input type="checkbox"/>	
	こども医療費を受給している	<input type="checkbox"/>	P.31	
	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定児童の保護者である	保育入所課		<input type="checkbox"/>
	学童保育室利用児童と同居している	青少年課	<input type="checkbox"/>	P.32

◇次の手続きは市役所ではなく、それぞれの担当課(建物)での手続きとなります。

手続きの種類	主な手続き	担当課	該当	詳細ページ
パスポート	旅券返納の手続き	越谷市パスポートセンター 越谷市弥生町16番1号 (越谷ツインシティBシティ4階) ☎048-969-1818	<input type="checkbox"/>	P.32
犬を飼っている	飼い主の変更の届出	越谷市保健所 生活衛生課 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 ☎048-973-7532	<input type="checkbox"/>	—
第一種・第二種動物取扱業者の登録をしている	廃業の届出		<input type="checkbox"/>	
理容・美容所開設者 クリーニング業者 興行場業者 旅館業業者 公衆浴場業者	営業廃止の届出、相続承継の届出、出張理容・美容廃業の届出(出張理容・美容を行う者に限る)	越谷市保健所 生活衛生課 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 ☎048-973-7533	<input type="checkbox"/>	
食品業者	営業廃止の届出、相続承継の届出		<input type="checkbox"/>	
指定難病医療給付制度	医療受給者証返納届出	越谷市保健所 感染症保健対策課 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 ☎048-973-7531	<input type="checkbox"/>	
上下水道	水道の使用中止・名義変更、振替口座の変更	越谷・松伏水道企業団 お客さま課 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号 ☎048-966-3932	<input type="checkbox"/>	
市営住宅	入居承継申請、明け渡し届、同居者異動届	埼玉県住宅供給公社 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目12番10号 ☎048-829-2873	<input type="checkbox"/>	

## 1. 住民登録

## ■ 世帯主である

## 手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
残された世帯員が1人の場合は、その方が世帯主となるため手続きが不要です。 15歳以上の方が2人以上で、世帯主を新たに変更する場合は、手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	故人と同一世帯だった方
	問合せ先
	市民課 ☎ 048-963-9126
その他	

## ■ 印鑑登録をしている

## 手続き 印鑑登録証(カード)の返納等

手続き詳細	期 限
印鑑登録証(カード)を返納、または裁断等して破棄してください	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 故人の印鑑登録証(発行時期によりデザインが異なります)	どなたでも
  	問合せ先
	市民課 ☎ 048-963-9126
その他	



## 2. 年金

## ■ 国民年金に加入している

## 手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金の請求ができる可能性があります。</p> <p>■詳細            〈故人について〉            ・国民年金の被保険者            ・国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方(国内居住者のみ)            ・老齢基礎年金の受給権者<sup>※</sup>            ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方<sup>※</sup>  <sup>※</sup>25年以上の受給資格期間がある方に限ります。</p>	<p>亡くなった日から5年以内</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄(抄)本</li> <li><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票<sup>※</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 故人の住民票の除票<sup>※</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書<sup>※</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書(写し)</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</li> </ul> <p>※マイナンバーを請求書に記入いただくことで、住民票及び所得証明書の添付を省略できる場合があります。</p>	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子<sup>※</sup>のある配偶者</li> <li>・子<sup>※</sup></li> </ul> <p>※子とは、次の方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳到達の年度末までの子</li> <li>・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子</li> </ul> <p>問合せ先</p> <p>国保年金課  <b>☎ 048-963-9155</b></p>
<p>その他</p> <p>遺族厚生(共済)年金の請求は、越谷年金事務所または各共済組合での手続きとなります。            ・越谷年金事務所 <b>☎ 048-960-1190</b></p>	

## ■ 国民年金に加入している

### 手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金の請求ができる可能性があります。</p> <p>■詳細            〈故人について〉            ・10年以上の保険料納付済期間(免除期間含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合</p>	亡くなった日から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票※ <input type="checkbox"/> 故人の住民票の除票※ <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書※ <input type="checkbox"/> 請求者の通帳	〈ご遺族について〉 ・故人と10年以上婚姻関係にある65歳未満の妻 ※支給されるのは60歳から65歳になるまでの間です。
※マイナンバーを請求書に記入いただくことで、住民票及び所得証明書の添付を省略できる場合があります。	問合せ先
	国保年金課 ☎ 048-963-9155
その他	

### MEMO

---



---



---



---



---



---



---

## 2. 年金

## ■ 国民年金に加入している

## 手続き 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
<p>故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金の請求ができる可能性があります。</p> <p>■詳細 〈故人について〉 ・3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合</p>	<p>亡くなった日から2年以内</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票※ <input type="checkbox"/> 故人の住民票の除票※ <input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p>※マイナンバーを請求書に記入いただくことで、住民票の添付を省略できる場合があります。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>・故人と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹（支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）</p> <p>問合せ先 国保年金課 ☎ 048-963-9155</p>
<p>その他</p>	

### 3. 健康保険

#### ■ 国民健康保険に加入している

##### 手続き 各種証の返納

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者であった場合、各種証の返納手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 故人の「被保険者証」または「資格確認書」等	ご遺族
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(対象者のみ)	問合せ先
	国保年金課 ☎ 048-963-9154
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険税の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険税の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

#### ■ 国民健康保険に加入している

##### 手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳(口座番号を確認できるもの)	ご遺族
<input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用または火葬費用の領収書など)	問合せ先
<input type="checkbox"/> 喪主以外の名義の口座に振り込む場合は委任状 ※喪主とは、会葬礼状に記載されている喪主のほか、葬儀費用または火葬費用の領収書の宛名の方を含みます。	国保年金課 ☎ 048-963-9154
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険税の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険税の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

### 3. 健康保険

#### ■ 国民健康保険に加入している

##### 手続き 高額療養費等の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者であった場合、高額療養費等の支給申請手続きをしてください。	診療年月の翌月1日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 申請者の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の配偶者以外に振り込む場合は、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本	ご遺族
	問合せ先
	国保年金課 <b>☎ 048-963-9154</b>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険税の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険税の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

#### ■ 後期高齢者医療保険に加入している

##### 手続き 各種証の返納

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、各種証の返納手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 故人の「被保険者証」または「資格確認書」等 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(対象者のみ)	ご遺族
	問合せ先
	国保年金課 <b>☎ 048-963-9170</b>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

## 後期高齢者医療保険に加入している

### 手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 喪主の通帳(口座番号を確認できるもの) <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用または火葬費用の領収書など) <input type="checkbox"/> 喪主以外の名義の口座に振り込む場合は委任状 ※喪主とは、会葬礼状に記載されている喪主のほか、葬儀費用または火葬費用の領収書の宛名の方を含みます。	ご遺族
	問合せ先
	国保年金課 ☎ 048-963-9170
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

## 後期高齢者医療保険に加入している

### 手続き 高額療養費等の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、高額療養費の支給申請手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 相続人の通帳(口座番号が確認できるもの)	ご遺族
	問合せ先
	国保年金課 ☎ 048-963-9170
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。</li> </ul>	

## 4. 介護保険

### 65歳以上または介護認定を受けている

#### 手続き 各種証の返納

手続き詳細	期 限
故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、各種証の返納手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 認定証(介護認定を受けていた場合)	相続人等
	問合せ先
	介護保険課 ☎ 048-963-9169
その他	

### 65歳以上または介護認定を受けている

#### 手続き 介護保険料の精算に係る申立

手続き詳細	期 限
介護保険料の精算により返還が発生した場合、相続人に通知書を発送する必要があるため申立手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 申立書(書類は介護保険課窓口で配付します)	相続人等
	問合せ先
	介護保険課 ☎ 048-963-9168
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> </ul>	



## 5. 在宅福祉

## ■ 在宅介護者福祉手当受給者

## 手続き 在宅介護者福祉手当の受給資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
故人(介護者及び被介護者)が在宅介護者福祉手当の対象となっていた場合、受給資格喪失の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	ご遺族
	問合せ先
	地域共生推進課 ☎ 048-963-9187
その他	

## ■ 高齢者等訪問理美容サービスの利用者

## 手続き 高齢者等訪問理美容券の返還

手続き詳細	期 限
故人が高齢者等訪問理美容サービスを利用していた場合、「訪問理美容券」を返還してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
訪問理美容券	ご遺族
	問合せ先
	65歳以上で要介護3～5の方 地域包括ケア課 ☎ 048-963-9163
	下肢・体幹の身障手帳1～2級の方 療養手帳(A)、Aの方 障害福祉課 ☎ 048-967-5137
	18歳未満の障がい児 子ども福祉課 ☎ 048-963-9172
その他	

## 緊急通報システムの利用者

### 手続き サービス機器等の返納

手続き詳細	期 限
サービスを利用されていた場合、機器を返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	ご遺族
	問合せ先
	地域包括ケア課 ☎ 048-963-9163
その他	
当課にご連絡をいただいた後、端末機器一式は、後日業者が訪問し取り外します。	

## 認知症徘徊高齢者家族支援サービスの利用者

### 手続き サービス機器等の返納

手続き詳細	期 限
サービスを利用されていた場合、機器を返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	ご遺族
	問合せ先
	地域包括ケア課 ☎ 048-963-9163
その他	
当課にご連絡をいただいた後、業者から送付された返信用封筒に端末機器一式を同封し、業者へ返送をお願いします。	

## 6. 税金

### ■ 市民税・県民税・森林環境税を納めている

#### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
故人が市民税・県民税・森林環境税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	相続人
	問合せ先
	市民税課 ☎ 048-963-9144
その他	

### ■ 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有している

#### 手続き 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車の手続き

手続き詳細	期 限
故人名義の原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車がある場合、廃車の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	相続人
	問合せ先
	市民税課 ☎ 048-963-9145
その他	
申告書に相続人の署名または記名押印が必要です。	



## 6. 税金

### ■ 固定資産を所有している

#### 手続き 相続人代表者兼現所有者の届出

手続き詳細	期 限
故人が固定資産を所有していた場合、現所有者の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	相続人
	問合せ先
	資産税課 ☎ 048-963-9148
その他	

### ■ 共有名義の固定資産を所有していて、共有資産の代表をしている

#### 手続き 共有資産代表者の変更

手続き詳細	期 限
共有名義の固定資産を所有していて、故人が共有資産の代表をしていた場合、共有資産代表者の変更をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	共有者
	問合せ先
	資産税課 ☎ 048-963-9148
その他	

## ■ 未登記家屋を所有している

### 手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。相続内容により、お手続きが異なる場合があるため、詳しくは資産税課までお問合せください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人や相続内容がわかる書類(遺産分割協議書、遺言書、戸籍謄本(故人の出生から死亡まで)等)	相続人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	問合せ先
	資産税課 ☎ 048-963-9148
その他	

## ■ 市税を故人の口座から引落している

### 手続き 納税に関する手続き

手続き詳細	期 限
市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となる場合があります。税目やお亡くなりになった時期によってお手続きが異なるため、詳しくは収納課までお問合せください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
故人以外の口座で、口座振替を行う場合	相続人等
<input type="checkbox"/> 希望される口座振替の通帳	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座の届出印	収納課 ☎ 048-963-9141
その他	

## 7. 障がい

## ■ 次のいずれかの手帳を所持している

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

## 手続き 各種障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返還してください。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 所持されている手帳	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 048-963-9164
その他	

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---

## ■ 次のいずれかの手当を受給している

- ・重度心身障害者手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当

### 手続き 各種手当に係る手続き

手続き詳細	期 限
故人が次のいずれかの手当を受給していた場合、各種手当の受給資格喪失の届出、未支払い分の請求の手続きをしてください。 ・重度心身障害者手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人の通帳又はキャッシュカード	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 <b>☎ 048-967-5137</b>
その他	

### MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---

## 7. 障がい

## ■ 自立支援医療費受給者である

## 手続き 自立支援医療受給者証の返納

手続き詳細	期 限
故人が自立支援医療受給者であった場合、自立支援医療受給者証を返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 048-963-9164
その他	

## ■ 重度心身障害者医療費受給資格登録者

## 手続き 重度心身障害者医療費に係る手続き

手続き詳細	期 限
故人が重度心身障害者医療費受給資格登録者(停止者含む)であった場合、次の手続きをしてください。 ■詳細 重度心身障害者医療費の受給資格喪失の届出	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人の通帳またはキャッシュカード	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 048-967-5137
その他	

## ■ 埼玉県心身障害者扶養共済に加入している

### 手続き 年金給付の請求

手続き詳細	期 限
故人が埼玉県心身障害者扶養共済に加入していた場合、次の手続きをしてください。 <b>■詳細</b> 年金給付請求書の届出	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書等 <input type="checkbox"/> 加入者の除籍抄本等 <input type="checkbox"/> 心身障害者の戸籍抄本等 <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の通帳またはキャッシュカード	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 <b>☎ 048-967-5137</b>
その他	

## ■ 埼玉県心身障害者扶養共済に加入している

### 手続き 弔慰金給付の請求

手続き詳細	期 限
埼玉県心身障害者扶養共済に1年以上加入していた加入者が生存中に、心身障害者が死亡した場合、次の手続きをしてください。 <b>■詳細</b> 弔慰金給付請求書の届出	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の除籍抄本等 <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の通帳またはキャッシュカード	親族等
	問合せ先
	障害福祉課 <b>☎ 048-967-5137</b>
その他	



## 8. 子ども

### ■ 児童手当の支給対象児童である

#### 手続き 受給事由消滅または額改定の届出

手続き詳細	期 限
支給対象になっていた児童が亡くなった場合、受給事由消滅または額改定の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
〈支給対象児童が1人の場合〉 <input type="checkbox"/> 受給事由消滅届の提出	受給者
〈支給対象児童が複数の場合〉 <input type="checkbox"/> 額改定届の提出	問合せ先
その他	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。	

### ■ 児童手当の受給者である

#### 手続き 受給事由消滅届出・未支払児童手当の請求・新受給者での認定請求

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなった場合、手続きをしてください。	亡くなった日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
〈受給事由消滅届出〉 なし	ご遺族
〈未支払児童手当の請求〉 <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童名義の口座情報がわかるもの	問合せ先
〈新受給者での認定請求(不足していても手続きは可能です)〉 <input type="checkbox"/> 請求者本人の健康保険被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバー入りの住民票など) <input type="checkbox"/> 請求者名義の口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> その他必要書類	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	
個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。	

## 8. 子ども

## ■ 児童扶養手当の支給対象児童である

## 手続き 資格喪失または額改定の届出

手続き詳細	期 限
支給対象になっていた児童が亡くなった場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
〈支給対象児童が1人の場合〉 <input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出	受給者
〈支給対象児童が複数の場合〉 <input type="checkbox"/> 額改定届の提出	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	
個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。	

## ■ 児童扶養手当の受給者である

## 手続き 受給者死亡届・未支払手当請求書の届出

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなった場合、手続きをしてください。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童名義の口座情報がわかるもの	ご遺族
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	
個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。	

## 18歳未満(※)の児童を養育している

### 手続き 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給の新規申請

手続き詳細	期 限
故人が18歳未満(※)の児童を育てていた場合、当該児童を養育する方は、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の受給ができます場合がありますので、ご相談ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	養育者
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	
(※)は、18歳になる年の年度末(3月31日)まで。ただし、一定の障害がある場合は20歳未満まで。	

## ひとり親家庭等医療費を受給している

### 手続き ひとり親家庭等医療費の受給者証の返納及び受給資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
故人がひとり親家庭等医療費を受給していた場合、受給者証の返納と受給資格喪失の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給者証	ご遺族
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	

## 8. 子ども

### こども医療費を受給している

#### 手続き こども医療費の受給資格証の返納及び受給資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
故人がこども医療費を受給していた場合、受給資格証の返納と受給資格喪失の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給資格証	ご遺族
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 048-963-9166
その他	

### 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定児童の保護者である

#### 手続き 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定の変更

手続き詳細	期 限
認定児童の保護者や同居の親族等が亡くなられた場合、認定の変更手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	認定児童の保護者 (保護者が亡くなられた場合は親族等)
	問合せ先
	保育入所課 ☎ 048-963-9167
その他	

## ■ 学童保育室利用児童と同居している

### 手続き 学童保育室利用事項変更の届出

手続き詳細	期 限
故人が学童保育室利用児童と同居していた場合、学童保育室利用事項変更の届出をしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	学童保育室利用児童の保護者
	問合せ先
	青少年課 ☎ 048-963-9158
その他	

## 9. パスポート

### ■ 有効旅券を所持している

#### 手続き 旅券返納の手続き

手続き詳細	期 限
故人が有効期間中の旅券を所持している場合、返納届を提出してください。	遅滞なく
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 故人の旅券 <input type="checkbox"/> 死亡事実が確認できる書類(いずれか1点) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死亡事実の確認できる戸籍(除籍)謄(抄)本(原本)又は住民票の除票の写し(原本)</li> <li>イ 死亡診断書(死体検案書)(写しでも可)</li> <li>ウ 埋葬(火葬)許可証(写しでも可)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	ご遺族
	問合せ先
	越谷市パスポートセンター 越谷市弥生町16番1号(越谷ツインシティ B シティ4階) ☎ 048-969-1818
その他	

## 各種相談

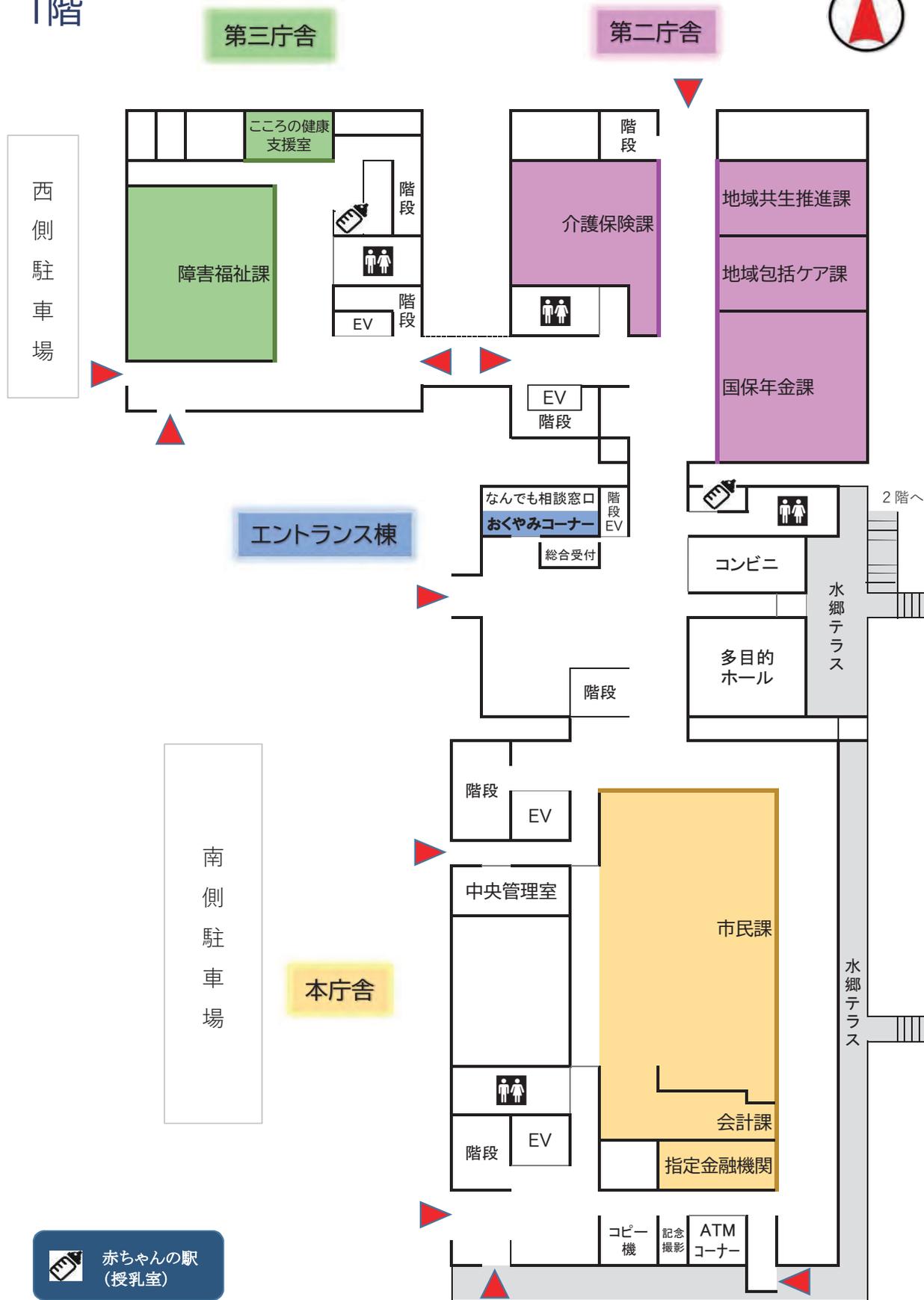
(祝日、休日、年末年始を除く)

内容	日時	場所	備考	連絡先
市民相談 (一般) 【原則、電話相談】	毎週月曜～金曜日 9:00～16:30 (12:00～13:00 除く)	市役所本庁舎3階 くらし安心課		
市民相談 (交通事故) 【原則、電話相談】	毎週月曜・木曜日、 毎月第1・3火曜日 9:00～16:30 (12:00～13:00 除く)	市役所本庁舎3階 くらし安心課		
弁護士による 法律相談 (予約制、抽選 方式) 	毎週水曜・毎月第1・3・4 金曜日 13:20～16:20 第2金曜日 16:00～19:00 第1日曜日 9:00～12:00	市役所本庁舎3階 くらし安心課	【受付期間】 相談日の週(月～日) の2週間前の月～日 曜日  【受付方法】 電子申請(受付期間 の月曜日の0:00～ 日曜日の23:59ま で)または電話・窓口 (受付期間の開庁日 (月～金曜日)の 8:30～17:15) で受付  定員6名	くらし安心課 ☎ 048-963-9156
税務相談 (予約制、先着 順)	毎月第1月曜日 10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)	市役所本庁舎3階 くらし安心課	相談日2週間前の 月曜日(祝日の場 合は翌日)、午前9 時から電話で受付  定員6名	
登記相談	毎月第1水曜日 9:00～12:00	市役所本庁舎3階 くらし安心課		
行政書士相談	毎月第1金曜日 10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)	市役所本庁舎3階 くらし安心課		
行政相談	毎月第2金曜日 9:00～12:00	市役所本庁舎3階 くらし安心課		
消費生活相談 【原則、電話相 談】	毎週月曜～金曜日 9:30～15:30 (12:00～13:00 除く)	市役所本庁舎3階 くらし安心課		越谷市立消費生活セン ター ☎ 048-965-8886
こころの 健康相談	毎週月曜～金曜日 8:30～17:15	市役所第三庁舎 1階 こころの健康支援室	電話相談を希望さ れる場合は、直接 ご連絡ください 来所面接を希望さ れる場合は、事前 にお問合せください	越谷市保健所 保健総務課 こころの健康支援室 ☎ 048-963-9214 (越谷市役所内)



# フロアマップ

1階

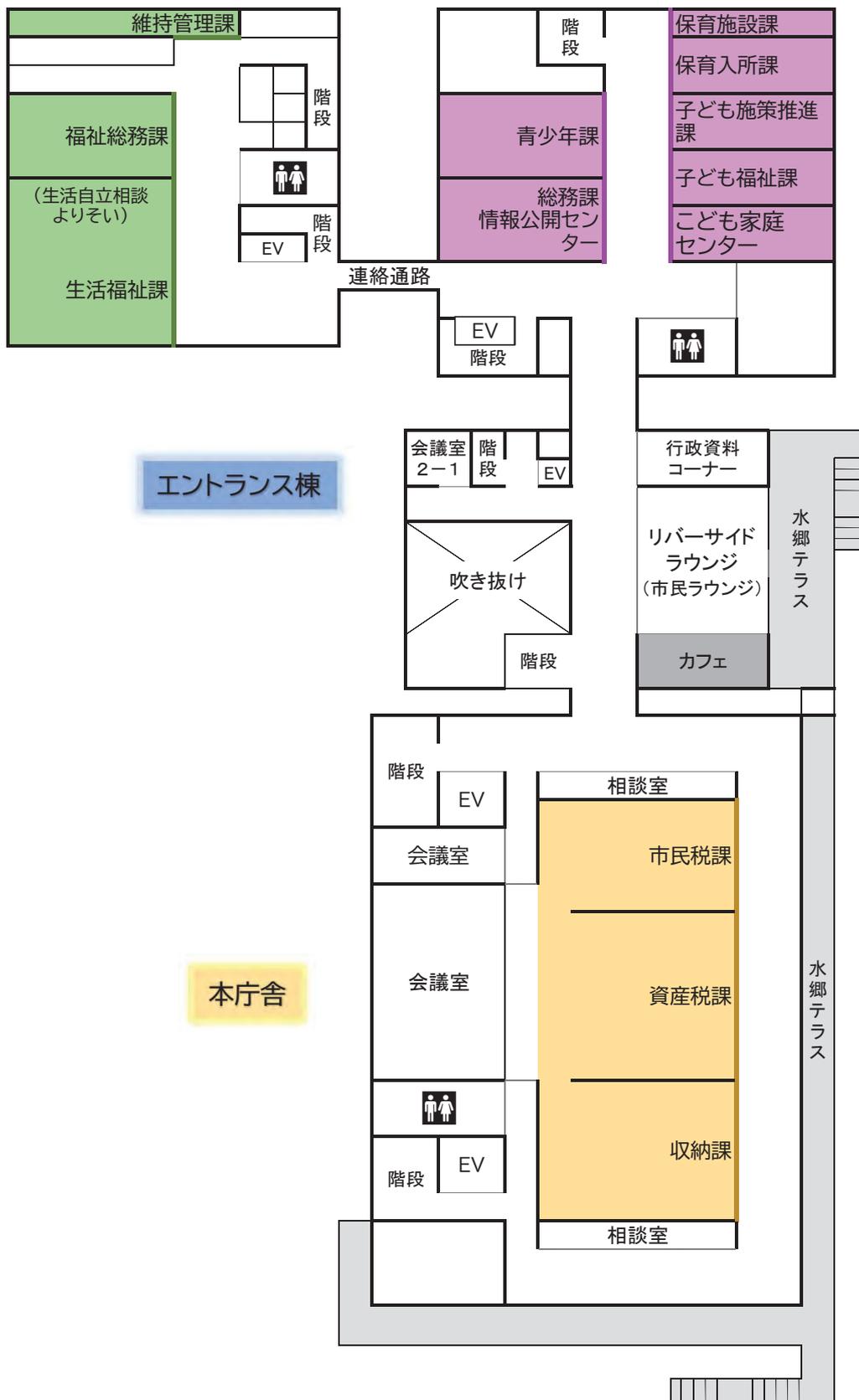


2階



第三庁舎

第二庁舎



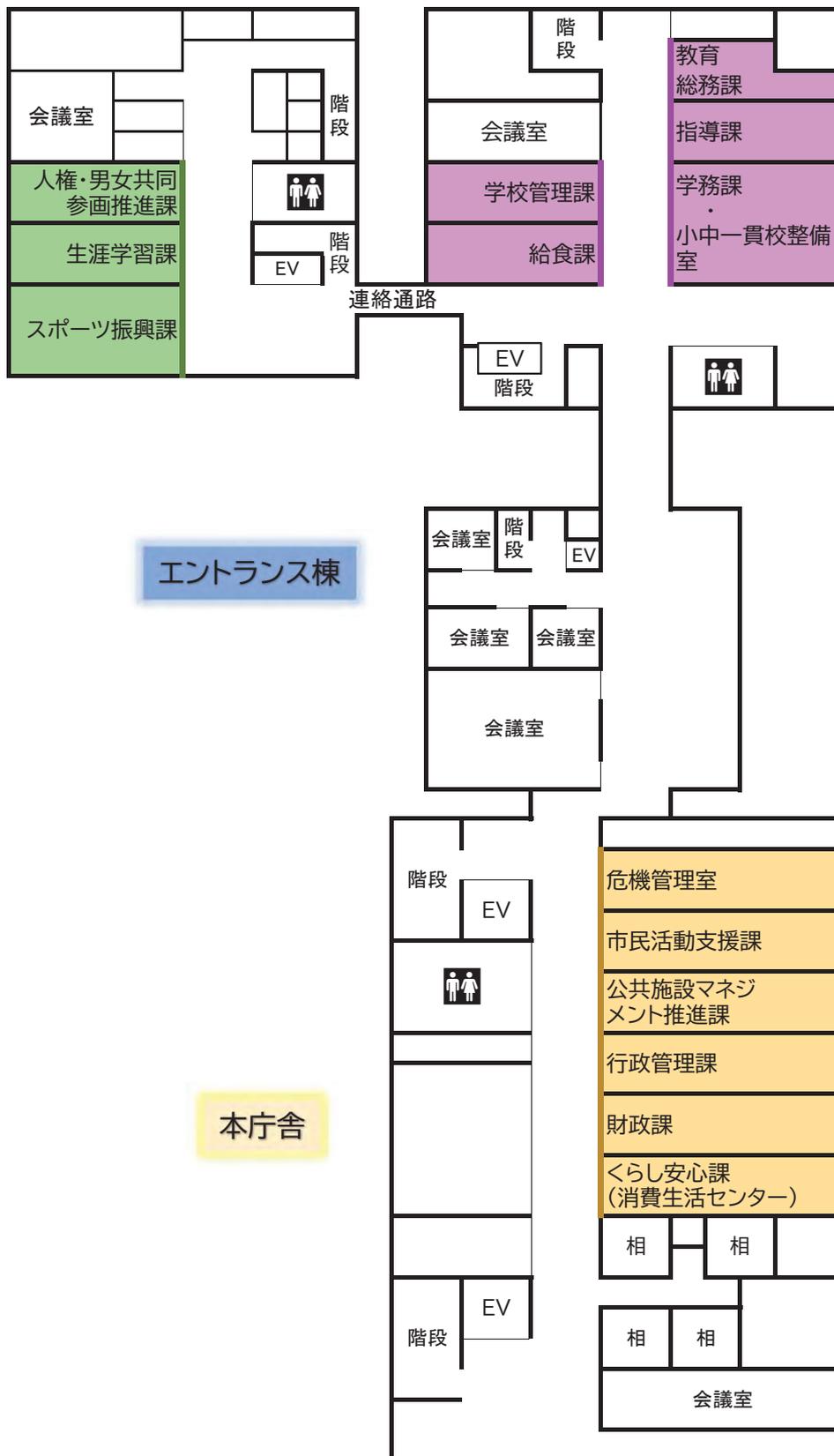
エントランス棟

本庁舎

3階

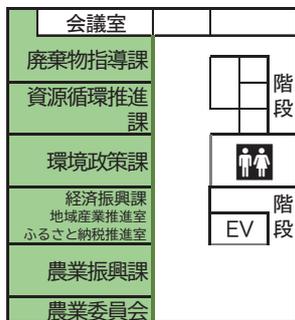
第三庁舎

第二庁舎

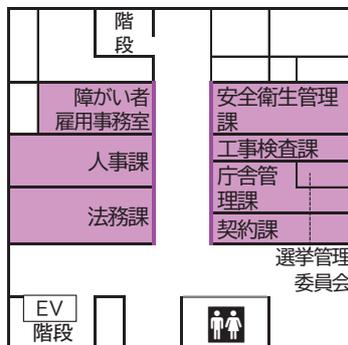


4階

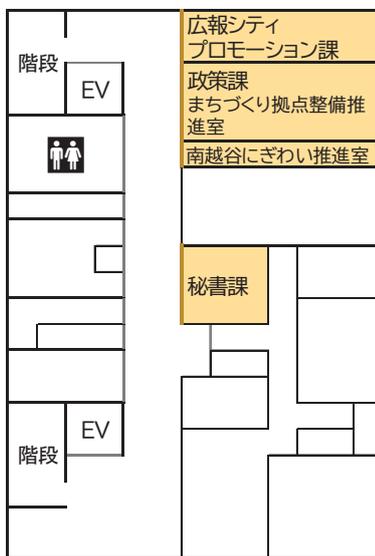
第三庁舎



第二庁舎

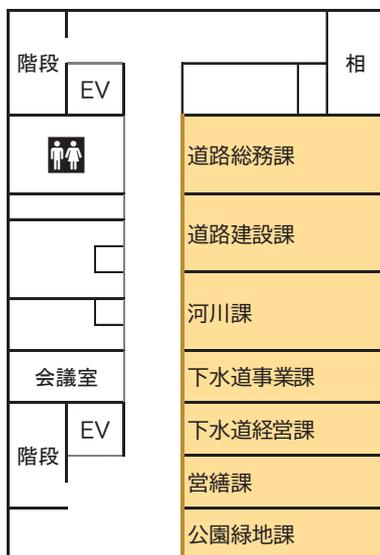


本庁舎



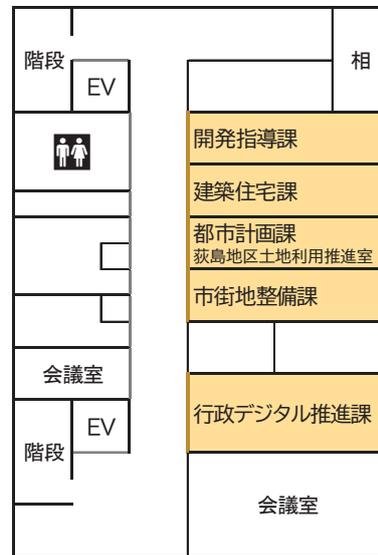
5階

本庁舎



6階

本庁舎



## 越谷市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	該当	問い合わせ先など
軽自動車	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所 埼玉県春日部市下大増新田115番地1 ☎ 050-3816-3113
125cc超の2輪車	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所 埼玉県春日部市増戸723番地1 ☎ 050-5540-2028
普通自動車	自動車税に関する手続き	<input type="checkbox"/>	埼玉県自動車税事務所 埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目8番地3 ☎ 0570-012-229
	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所 埼玉県春日部市増戸723番地1 ☎ 050-5540-2028
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
預貯金口座	口座凍結解除手続き	<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
厚生(共済)年金	・遺族年金等の請求 ・未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	越谷年金事務所 埼玉県越谷市弥生町16番1号 越谷ツインシティBシティ3階 ☎ 048-960-1190
固定電話・携帯電話	契約継承・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
NHK受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	☎ 0120-151515(フリーダイヤル) ☎ 050-3786-5003
電気・ガス料金等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	越谷警察署 埼玉県越谷市東越谷六丁目27番地6 (庁舎建替のため、令和7年10月まで仮庁舎に移転) 仮庁舎：越谷市東越谷七丁目11番地6 ☎ 048-964-0110
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	<input type="checkbox"/>	さいたま地方法務局 越谷支局 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地9 ☎ 048-966-1321(自動音声)
国税関係(相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	<input type="checkbox"/>	越谷税務署 越谷市赤山町五丁目7番47号 ☎ 048-965-8111(自動音声)
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	<input type="checkbox"/>	償還金支払場所

手続きの種類		主な手続き	該当	問い合わせ先など
相続手続き	単純承認 (全ての遺産を相続)	①相続税 ②相続登記 ③その他	<input type="checkbox"/>	①P39 国税関係 参照 ②P39 不動産登記関係 参照 ③P33 市民相談(一般) 参照
	限定承認 (相続財産からマイナス財産を清算した残りを相続)	相続人全員が共同して、 限定承認の申述 (相続が発生したことを 知ってから3カ月以内)	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の最後の住所地を管轄 する家庭裁判所  (参考) さいたま家庭裁判所 越谷支部 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地8 ☎ 048-910-0132
	相続放棄 (全ての遺産を相続しない)	相続放棄の申述 (相続が発生したことを 知ってから3カ月以内)	<input type="checkbox"/>	さいたま家庭裁判所 越谷支部 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地8 ☎ 048-910-0132
遺言書の 検認・請求等	自筆証書遺言	検認・開封	<input type="checkbox"/>	さいたま家庭裁判所 越谷支部 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地8 ☎ 048-910-0132
	自筆証書遺言書保管制度	遺言書情報証明書の 交付請求	<input type="checkbox"/>	さいたま地方法務局 越谷支局 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地9 ☎ 048-966-1321(自動音声)
	公正証書遺言	公正証書遺言正本の 請求	<input type="checkbox"/>	越谷公証役場 埼玉県越谷市赤山本町2番地11 プランドール雅ビルⅡ 3階 ☎ 048-962-2796
法定相続情報証明制度 (P.41参照)		法定相続情報証明制度の 申出	<input type="checkbox"/>	さいたま地方法務局 越谷支局 埼玉県越谷市東越谷九丁目2番地9 ☎ 048-966-1321(自動音声)

## 令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されました。

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、**10万円以下の過料**の適用対象となります。
- 過去に発生している相続**等も対象です。  
(義務化から3年以内に登記する必要があります。)

問合わせ さいたま地方法務局 越谷支局 ☎ 048-966-1321(自動音声)

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

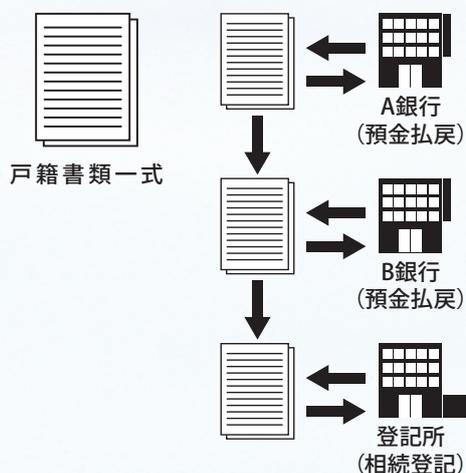
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

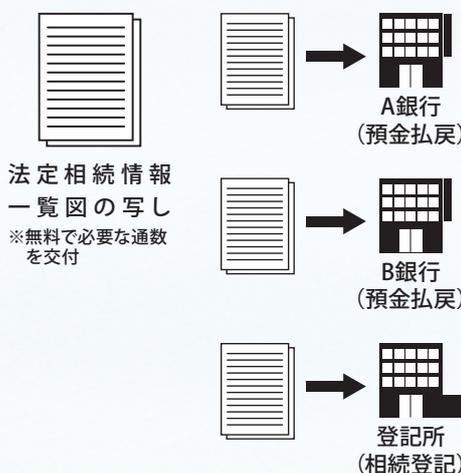
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

## 空き家を相続される方へ

### ●適切な登記について

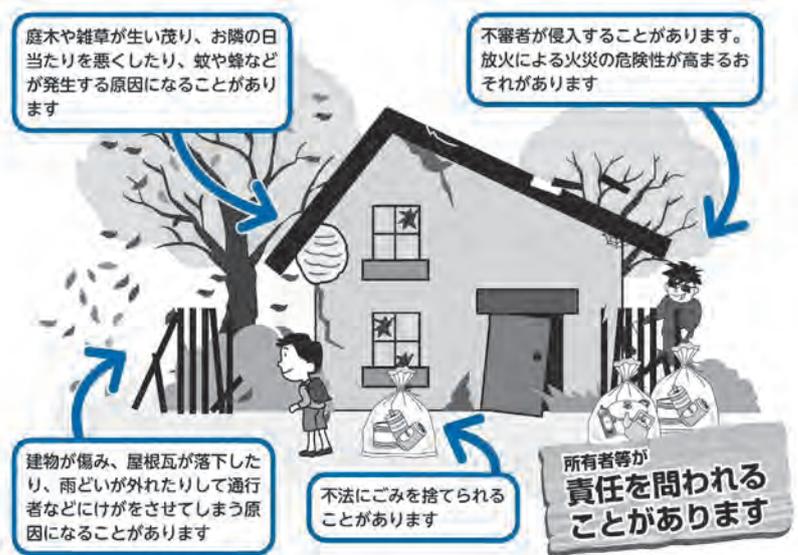
建物や土地は、相続登記の手続きがされていなくても、相続人が適切に管理する義務があります。また、名義が変更されていないと売買や賃貸の契約ができないため、すみやかに相続登記の手続きを行いましょう。

※相続登記を義務化する民法の改正が2024年(令和6年)4月1日から施行されました。

### ●空き家の適切な管理について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」には「所有者等の責務」として空き家等の適切な管理に努めるよう定められています。空き家が原因となって、近隣や通行者の方に被害が生じた場合、所有者等の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が2023年(令和5年)12月13日に施行されました。法改正により、市から勧告を受けた管理不全な空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)が解除されます。



### ●空き家の活用や流通について

建物が傷むと賃貸や売却が難しくなり、問題が長期化することがありますので、早いうちに活用を考えましょう。

越谷市では、空き家の賃貸や売却を希望する方から申し込みを受けた情報を、利活用を希望する方に紹介する「越谷空家バンク」を設置しています。また、空き家を利活用しようとする方に対し、改修工事費用の一部を補助しています。空家バンクへの登録や補助金の利用条件等については建築住宅課までお問い合わせください。



### ●譲渡所得の3,000万円特別控除制度について

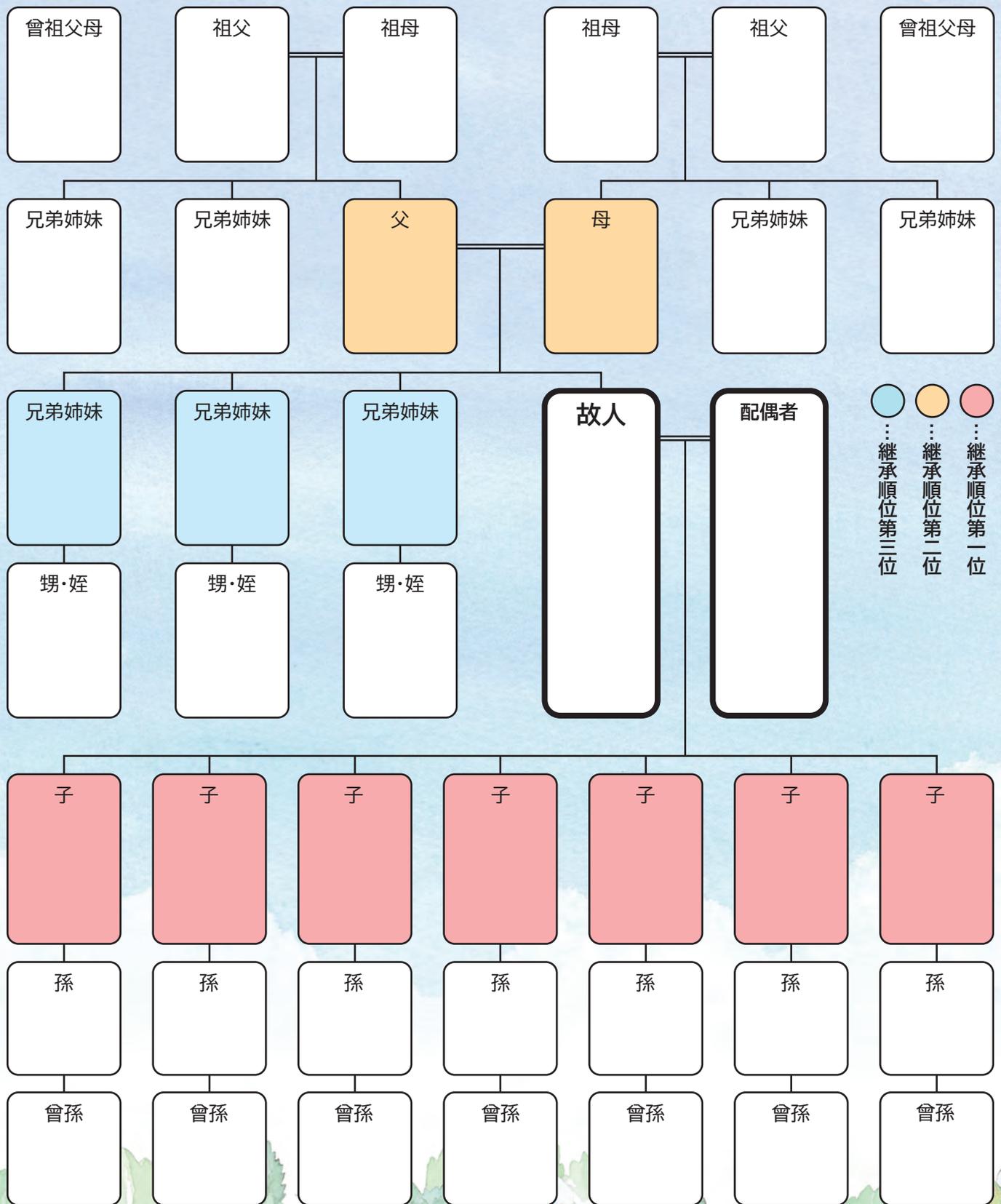
相続した空き家または空き家を解体した後の土地を売却した場合、一定の条件を満たすことで、譲渡所得から 3,000万円の特別控除を受けることができる制度です。

空き家に関するご相談やお問い合わせ  
建築住宅課 ☎ 048-963-9205

空き家対策に関する  
市HPはこちら ⇒



# ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



## ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
損害保険・ 生命保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
企業年金・ 個人年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

発 行 越谷市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2024年10月  
配 布 2025年10月14日まで

当冊子の著作権を侵害する行為（SNS やホームページ  
への無断転載等）は法律で禁じられています

